

## 青戸七丁目地区 道路整備概要

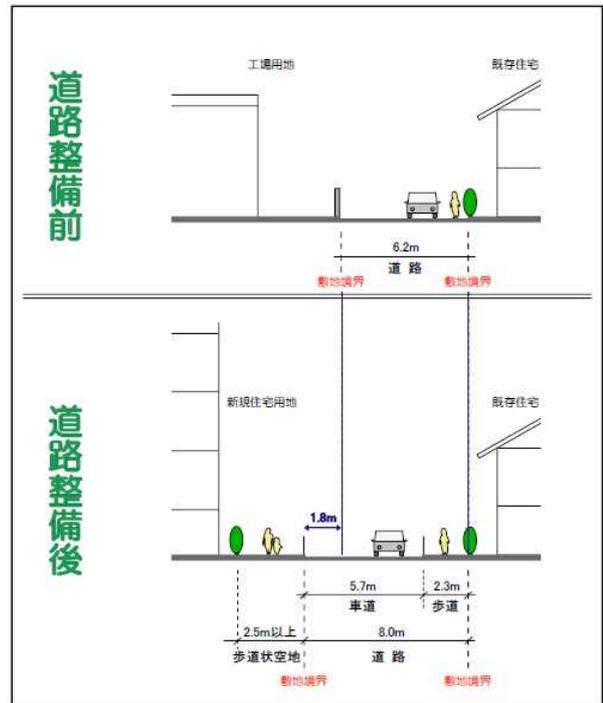
機構が工場跡地を取得したときには、折れ曲がった箇所が多い見通しの悪い道路でした。

また、道路幅員は約6mで、歩道がありませんでした。

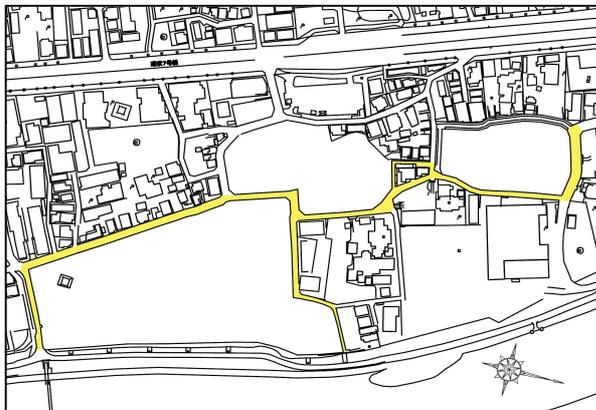
そこで、機構は取得した土地を活用し、道路の線形をなるべくまっすぐにして、見通しをよくするとともに、車道の幅員を6m未満にして、中央分離線を表示しないことで、ドライバー心理によるスピードの抑制効果をはかりました。

また、機構所有地の一部を道路用地として供出する際に、機構所有地の反対側に歩道を整備し、敷地側は住宅を開発する事業者によって歩道状空地进行整備してもらうことで、車道の両側に歩行空間を創出することとしました。

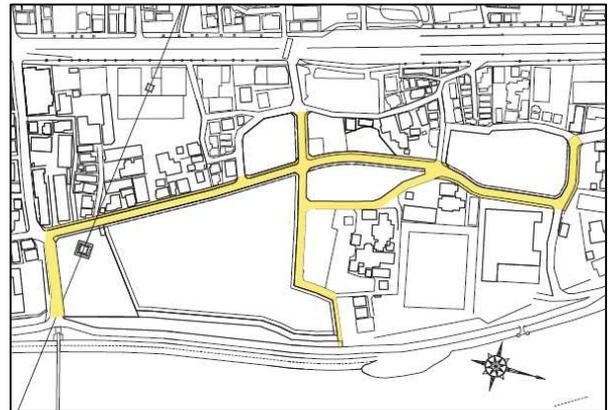
このような道路整備によって、従前の歩道のなかった道路に比べて、車道の両側に十分な歩行空間が生まれ、安全で快適に歩くことができるようになりました。



(例)



土地取得時(平成17年)



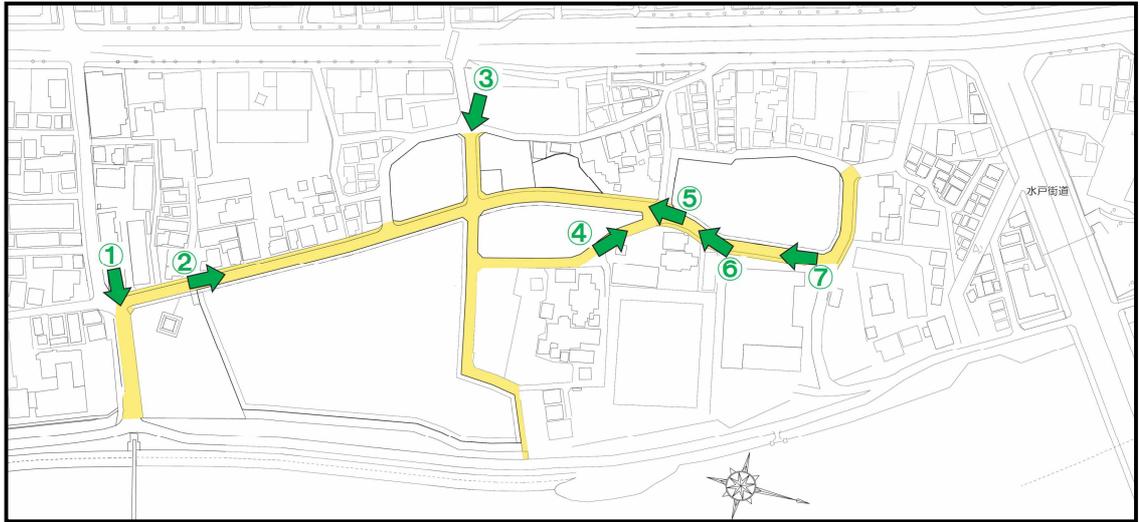
現在



土地取得時(平成17年)



現在



道路整備前	道路整備後
	
	
	

